

会議名	第1回富岡町復興整備協議会特別会議	
日時	平成27年8月13日(木) 午後1時30分～午後2時00分	
場所	福島県 県庁本庁舎5階 正庁	
復興整備事業	復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の変更について	
出席者	復興庁	福島復興局 参事官 佐藤 信
	富岡町	企画課 課長 林 紀夫
		企画課 まちづくり係長 佐々木 邦浩
	福島県	企画調整部 土地・水調整課 主幹兼副課長 永澤 英樹
		企画調整部 地域政策課 課長 永田 嗣昭
		農林水産部 農業担い手課 主幹兼副課長 渡邊 真
		土木部都市計画課 課長 寺木 正宏
土木部まちづくり推進課 課長 諏江 勇		

協議内容

1. 開会(進行:富岡町企画課 課長補佐 原田)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開の有無について(公開)
- ・傍聴の注意事項
- ・議長紹介

富岡町復興整備協議会規約第7条の規定により、富岡町長の代理人の富岡町企画課長が議長となる。

2. 議長あいさつ(議長:富岡町企画課 課長 林)

3. 現状と課題

(議長:富岡町企画課 課長 林)

それでは、富岡町の現状と課題について、富岡町から説明願います。

(説明者:富岡町企画課まちづくり係長 佐々木)

それでは、富岡町の現状と課題についてご説明申し上げます。

【別紙、「現状と課題」により説明】

(議長:富岡町企画課 課長 林)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

4. 議事

(議長:富岡町企画課 課長 林、説明者:富岡町企画課まちづくり係 佐々木)

それでは、議事に入ります。本日協議する案件は、富岡駅前の交通広場の移転に伴う都市計画の変更であります。なお、当該都市計画の変更は、復興特区法第48条第2項により協議会での協議を必要としますが、同意を得ることを要しない事項となっていることを申し添えます。

(説明者:富岡町企画課まちづくり係長 佐々木)

それでは、富岡町復興整備計画(案)についてご説明申し上げます。

【様式第2及び構想図等により説明】

(議長:富岡町企画課 課長 林)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長:富岡町企画課 課長 林)

次に、都市計画の変更について、県都市計画課からご説明願います。

(説明者:県都市計画課 課長 寺木)

【都市計画法第14条に規定する計画書、計画図及び総括図により説明】

(議長:富岡町企画課 課長 林)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長:富岡町企画課 課長 林)

皆様、ありがとうございました。以上で議事を終了いたします。

なお、本日協議しました富岡町復興整備計画については、異議ないものとして、復興特区法第48条第9項の規定に基づき、計画を公表することで、都市計画の変更があったものとみなされます。

本日協議しました「富岡町復興整備計画」については、8月14日に町HP等で公表したいと考えております。

以上で議事を終了いたします。

5. 閉会(進行:富岡町企画課 課長補佐 原田)

【協議結果】

富岡駅前の交通広場移転に伴う都市計画の変更について、異議ないものとして復興特区法第48条第9項の規定に基づき、計画を公表することで、都市計画の変更があったものとみなす。